



2. 赤ちゃんが生まれたら

出生届の提出

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に、医師・助産師等が作成した出生証明書がついた『出生届』を提出してください。

●出生届の提出先

- ・親の住所地（一時滞在地）
 - ・子どもが生まれたところ
 - ・親の本籍地
- のいずれかに提出してください。

●出生届に必要なもの

- ・出生届（出生証明書を含む）
- ・母子健康手帳
- ・届出人（父か母）の印鑑

●注意事項

- ・赤ちゃんの名は人名用漢字・常用漢字・平かな又は片かな、その他符号等に限られています。
- ・届出人は、原則として「父」または「母」となります。届出人が署名押印したあと、届出を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。



出産祝い金

出産に伴う諸費用（おむつ代、ミルク代）の軽減を図るとともに、少子化対策及び定住人口の促進をはかるため、出産した子どもを養育している方に祝い金を支給します。

※出生届と同時に手続きをしていただきます。

【支給額】

●定住見込みのある方

- ・第1子・第2子 5万円
- ・第3子 10万円
- ・第4子以降 20万円

●申請に必要なもの

- ・印鑑

●定住見込みのない方

- ・一律1万円

※定住申告者が転出した場合、月割で返還が発生します。

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
町民課 TEL87-3902



健康保険の加入手続き

赤ちゃんが生まれたら、健康保険の加入手続きをしてください。
国民健康保険の場合は、出生届の際に被保険者証に名前を記載します。
また、社会保険の場合は、勤務先に被扶養者異動届を提出してください。

児童手当

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。
出生や転入など、異動のあった日の翌日から15日以内に申請してください。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。
なお、公務員は勤務先で申請してください。

【支給額】

児童の年齢		1月あたりの支給額
0歳～3歳未満		15,000円
3歳～小学校 修了前	第1子・第2子	10,000円
	*第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

*「第3子以降」：18歳以下の児童から第1子と数えます。
請求者の所得が所得制限限度額以上の場合は、児童1人につき月額5,000円を支給します。

【支給月】


- ・6月・10月・2月
- ・申請した月の翌月から手当を支給します。

- 申請に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・受給者の健康保険証
 - ・受給者名義の通帳



※その他必要に応じて提出していただく書類があります。




 問い合わせ先
 


 町 民 課 TEL87-3902



子ども医療費助成制度

子育て家庭の負担を軽減し、安心して子どもを育てる環境づくりを推進するため、0歳から中学校修了までの児童を対象に医療費の助成を行っています。

申請は、出生や転入の翌日から14日以内をお願いします。

県外で受診した場合は、医療機関で支払った領収書を受診した日から1年以内にお持ちください。

ただし、薬の容器代、予防接種代、文書料、入院時における食事代などの保険適用外分は助成されません。

【自己負担額】

0歳から小学校就学前まで	1 診療報酬明細書につき	350円/月
小学生から中学生まで	1 診療報酬明細書につき	1,000円/月

- 申請に必要なもの
 - ・ 印鑑（認め）
 - ・ 医療保険証
 - ・ 振込先金融機関が確認できるもの



🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
町 民 課 TEL87-3902

未熟児養育医療

生まれた時の子どもの体重が2,000g以下で、医師が入院養育を必要と認めた場合に養育医療に係る費用を町が給付します。

保護者は必要書類を添えて保健センターに申請します。医療費の自己負担分が対象となり、徴収される月額は世帯の所得で変わりますが「子ども医療費助成制度」を併用しますので負担は少なく済みます。

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
保健センター TEL73-7521